

騒音関係施設の種類

1. 工場等の用に供するもの
 - (1) ディーゼルエンジン（出力が7.5 キロワット以上であること。）
 - (2) ガソリンエンジン（出力が7.5 キロワット以上であること。）
 - (3) クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること。）注
 - (4) オイルバーナー（燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上であること。）
2. 土石又は鉱物の加工の用に供するもの
 - (1) 切断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。）
 - (2) せん孔機（原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。）
 - (3) 研磨機（原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。）
3. マッチ軸木の製造の用に供するもの
 - (1) 軸むき機
 - (2) 軸きざみ機
 - (3) 選別機
 - (4) 乾燥機
 - (5) 軸そろえ機
4. 繊維工業の用に供するもの
 - (1) 動力打綿機
 - (2) 動力混打綿機
5. 製鋼の用に供するもの
製鋼機（電動機を用いるものに限る。）

注：7.5キロワット以上のクーリングタワーは騒音規制法に係る特定施設（送風機）として取り扱う。